

仕 様 書

1 業務名

令和7年度札幌市宿泊税制度周知・広報実施業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月 31 日(火)まで

3 業務の背景及び目的

本市は、国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年4月から宿泊税を導入する予定である※。

宿泊税は、本市内におけるホテル・旅館、民泊等の宿泊施設の経営者が特別徴収義務者となり納税者となる宿泊者から税を徴収し、本市に申告納入する特別徴収の制度を採用している。

そのため、特別徴収義務者には新たな徴税事務を、宿泊者には新たな税負担を求めることになることから、導入前の段階において、市民や市内の宿泊事業者はもちろん、納税者となりうる宿泊者(観光客、ビジネス客等)に対し、宿泊税導入の目的や税制度の概要(税率、納税方法等)について広く周知を行い、理解を求める必要がある。

本業務は、宿泊税の円滑な導入に向けて、本市の宿泊税制度について、効果的かつ十分な周知・広報を実施することを目的に実施するものである。

※北海道においても宿泊税の導入を予定しており、北海道宿泊税が導入された場合、本市において、本市宿泊税と北海道宿泊税を併せて徴収することとなる。

4 札幌市宿泊税条例の主な制度内容

別紙1のとおり

5 業務内容

(1) 広報媒体の制作・送付等

ア ポスター

本市への旅行者やビジネス客が使用する宿泊施設のほか、丘珠空港、市有施設などに掲出し、宿泊税の制度概要を周知するためのポスターを制作・送付する。

(ア) 仕様

- ・サイズ・色：A2版(片面、カラー)
- ・言語：日本語と英語を併記すること。

(イ) 掲出先

- ・市内宿泊施設(特別徴収義務者となるホテル・旅館、簡易宿所及び民泊)
- なお、丘珠空港及び別紙2の市有施設については本市において掲出を依頼する。

(ウ) 送付先

- ・市内宿泊施設※送付時点の施設登録状況により変動する。
ホテル・旅館、簡易宿所：約 550 ヶ所
民泊：約 2,000 ヶ所

(エ) 制作部数

・市内宿泊施設※制作時点の施設登録状況により変動する。

ホテル・旅館、簡易宿所分：約 1,650 部

民泊分：約 2,000 部

・丘珠空港、市有施設分 150 部(委託者へ納品すること)

(オ) 制作・送付期日

・本市への旅行者の多い時期に周知できるよう7月末を目途に送付すること。

・下記イのチラシ及びウのリーフレット併せて送付すること。

イ チラシ

本市への旅行者やビジネス客が使用する宿泊施設等において配架し、宿泊税の制度概要を周知するためのチラシを制作・送付する。

(ア) 仕様

・サイズ・色：A4版(両面、カラー)

・デザイン：表面は日本語、裏面は多言語対応とすること。

・対応言語：英語、ハングル、簡体字、繁体字、タイ語の5言語とする。

(イ) 送付先

・上記ア(ウ)に同じ。

(ウ) 制作部数

・市内宿泊施設※制作時点の施設登録状況により変動する。

ホテル・旅館、簡易宿所分：約 27,500 部

民泊分：約 20,000 部

・丘珠空港、市有施設分 3,500 部(委託者へ納品すること)

(エ) 制作・送付期日

・上記ア(オ)に同じ。

ウ リーフレット

本市への旅行者やビジネス客が使用する宿泊施設等において配架し、宿泊税の制度概要を周知するためのリーフレットを制作・送付する。

(ア) 仕様

・サイズ・色：A4、3つ折り(両面、カラー)

・対応言語：英語、ハングル、簡体字、繁体字、タイ語の5言語とする。

(イ) 送付先

・上記ア(ウ)に同じ。

(ウ) 制作部数

・上記イ(ウ)に同じ。

(エ) 制作・送付期日

・上記ア(オ)に同じ。

エ 卓上三角柱(POP)

本市への旅行者やビジネス客が使用する宿泊施設のフロント等に設置する卓上三角柱(POP)を制作する。

(ア) 仕様

・サイズ・色：A4版(両面、カラー)

・規格：差し込み型又は両面テープ加工

・対応言語：英語、ハングル、簡体字、繁体字、タイ語の5言語とする。

(イ) 納品先

委託者へ納品

(ウ) 制作部数※制作時点の施設登録状況により変動する。

・約 5,050 部

(エ) 制作・納品期日

・令和8年1月末を予定

オ 事業者説明用ツール

本市への旅行者やビジネス客が使用する宿泊施設のフロント等にて、宿泊事業者が宿泊者へ本市宿泊税制度の内容を説明する際に使用するツールを制作する。

(ア) 仕様

・サイズ・色：A4版(両面、カラー)

・規格：ラミネート加工

・対応言語：英語、ハングル、簡体字、繁体字、タイ語の5言語とする。

(イ) 納品先

委託者へ納品

(ウ) 制作部数※制作時点の施設登録状況により変動する。

・3,300 部

(エ) 制作・納品期日

・令和8年1月末を予定

カ ホームページ用バナー

本市公式サイト of 宿泊税情報掲載ページへの入り口となるバナーを制作する。

(ア) 仕様

・サイズ：300px×250px及び 120px×60px の2サイズ

・言語：300px×250pxは日本語と英語を併記し、120px×60px は日本語のみとする。

(イ) 制作・納品期日

・6月末を予定

(2) 広報媒体等を活用した周知・広報

本市の宿泊税制度の概要を国内外からの宿泊者に対し広く周知し、理解を促進するため、上記(1)で制作した広報物または新たな広報物(動画等)を制作し、市内 JR 駅等の交通要所でのポスター掲示、SNS や WEB サイトへの広告掲載やデジタルサイネージへの掲載など、広報及び費用対効果の高い媒体・手法での周知・広報を提案すること。

なお、札幌市内、国内(札幌市外)及び国外向けの周知・広報を、それぞれ最低1媒体以上提案すること。

また、北海道においても、「北海道宿泊税制度周知事業委託業務※」を実施することから、当該業務における広報実施場所等を踏まえ、効果的・効率的な周知・広報となるような提案をすること。

※「北海道宿泊税制度周知事業委託業務」の詳細については、次の北海道公式サイトに掲載されている情報を確認のこと。

・掲載ページ URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/213435.html>

(3) 業務実施計画書の作成

仕様書に記載の各業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。また、スケジュールに沿って、遅延なく業務を進めること。

6 成果品

次の成果物を提出すること。

- (1) 事業実施報告書及び事業実施報告書(概要版)

紙媒体を各3部及び電子データ(DVD-R 1枚)

- (2) 広報媒体

各媒体について、加工可能な形式でデータ一式を提出するほか、次の部数を紙媒体で提出すること。なお、データについては、DVD-Rまたは委託者が指定するデータ交換システムにて提出することとし、形式については事前に札幌市と協議の上決定する。

ア ポスター:5部

イ チラシ:10部

ウ リーフレット:10部

エ 卓上三角柱(POP):5部

オ 事業者説明用ツール:5部

カ 上記5(2)の提案において制作した広報媒体

提案により制作した媒体(動画等)について、データ一式を提出すること。

※提出データ形式については札幌市と協議の上決定する。

7 著作権等

- (1) 受託者は本業務の成果に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定められている権利を成果物の納入、検査合格後直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の成果の著作権人格権を委託者または委託者が指定する第三者に対し行使しないものとする。
- (3) 受託者は委託者に対し、本業務で制作したものが第三者の著作物、著作権人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、札幌市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

8 環境への配慮

業務の実施に当たっては、可能な限り環境配慮に努めること。

- (1) 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。
- (2) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (3) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (4) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (5) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (6) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

9 その他特記事項

(1) 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(2) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

なお、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(3) 疑義の解消等

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、適宜委託者と協議すること。

(4) 再委託について

受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない

10 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(市役所本庁舎2階北)

札幌市財政局税政部市民税課法定外税担当係 高木、國井

電話:011-211-2272 FAX:011-218-5149

【札幌市宿泊税条例の主な制度内容】

1 目的・用途

国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

2 宿泊税を納めていただく方(納税義務者)

旅館業法の許可を受けて営業を行う札幌市内のホテル・旅館、簡易宿所または住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅(民泊)に宿泊する宿泊者

3 税率

宿泊者1人1泊につき、次のとおり。(2区分)

※北海道の宿泊税を併せて徴収すると3区分

宿泊料金区分	税率(札幌市)	税率(北海道)	合計税額
2万円未満	200 円	100 円	300 円
2万円以上5万円未満		200 円	400 円
5万円以上	500 円	500 円	1,000 円

4 課税免除

次の者に対しては、宿泊税を課さない。

※北海道の宿泊税における課税免除も対象は同じ。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒及び学生
- (2) 次の施設が主催する行事に参加している満3歳以上の幼児
 - ・幼保連携型認定こども園
 - ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設
 - ・保育所、認可外保育施設
- (3) 上記(1)、(2)の行事の引率者

5 徴収の方法

特別徴収の方法による。

6 特別徴収義務者

- ・旅館業法の許可を受けて営業を行う札幌市内のホテル・旅館、簡易宿所の経営者
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅(民泊)の経営者

【札幌市宿泊税条例の施行日(課税開始日)】

- ・令和8年4月1日を予定(別途、規則で定める。)

<札幌市宿泊税条例は本市公式サイトに掲載>

掲載ページ URL: <https://www.city.sapporo.jp/citytax/shukuhakuzei/index.html>

別紙2

番号	施設名称	所管課
1	コンサートホール(Kitara)	市)文化部文化振興課
2	教育文化会館	
3	芸術の森	
4	本郷新記念札幌彫刻美術館	
5	市民交流プラザ (文化芸術劇場、文化芸術交流センター)	
6	豊平館	市)文化部文化財課
7	時計台	
8	つどーむ	ス)スポーツ部施設課
9	オリンピックミュージアム	
10	市民ホール	教)生涯学習部生涯学習推進課
11	青少年山の家	
12	定山溪自然の村	
13	円山動物園	環)円山動物園経営管理課
14	ユースホステル	経)観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課
15	サッポロさとらんど	経)農政部農政課
16	モエレ沼公園	建)みどりの管理担当部みどりの管理課